

第6章 計画の推進にあたって

第6章 計画の推進にあたって

1 保健・医療・福祉の連携

高齢者の多様なニーズに対応し、適切なサービスと支援を提供するため、保健・医療・福祉の連携が重要です。地域包括支援センター(おとしより相談センター)を中心に、地域の関係機関・団体が参画し、地域ケア会議を開催し、地域課題、社会資源の把握、課題解決策の検討を行います。

また、安芸地区医師会と連携を図り、地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、解決策などの協議を行います。

また、ケアマネジャーについては、保健・医療・福祉の担当者によるサービス担当者会議を実施し、サービスの調整を行います。

居宅介護支援事業者、介護保険施設及び居宅サービス事業者等との連携を図り自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行うことができるよう、関係機関相互の情報交換や連絡調整のためのネットワークの整備など、必要な体制を構築します。

2 行政内部の関係部局との連携

関係部署、関係各課と資料の提供や情報交換等、緊密な連携を図り、各課の分担業務を明確化し、責任体制を整備します。

3 地域の関係機関・団体との連携

住民との協働による、共に支えあうサービスの展開を推進するため、社会福祉協議会をはじめ民生委員・児童委員、各種ボランティア団体、自治会、老人クラブ、女性会などとの連携の強化を図ります。

4 サービスの提供体制の整備

(1) 総合相談体制の充実

町の相談機関として地域包括支援センター、地域包括支援センターブランチにおいて、住民の総合的な相談に対応し、専門的な相談については、保健所、広島県地域包括ケア推進センター等の県の相談機関との連携を図ります。

(2) 情報提供体制の充実

保健福祉サービスや介護保険サービスについて、サービス内容や利用手続等をわかりやすく紹介するため、パンフレットの作成や保健師等による訪問活動、各地域に出向いて出前講座を行うなど普及啓発を図ります。

また、利用者が必要とする各種サービス情報を入手しやすいよう、保健・医療・福祉等の関係機関が相互に連携し、保健・医療・福祉の情報を一元的に提供できる体制づくりを進めます。

(3) 相談・苦情処理体制の整備

介護保険制度における訪問調査・要介護認定結果やサービス内容等に対する相談や苦情に対応し、被保険者である住民と直に接する機関として、町の相談・苦情処理体制の充実を図ります。

また、広島県の介護保険審査会や国民健康保険団体連合会等とも連携し、円滑な運営を図ります。

■相談・苦情処理の流れ

